

春日部市の二大契約トラブル！

高齢者を守る お助けかわらばん きの2
給湯器の点検商法にご注意!!

1 ガス器具の点検に伺います 当日は立ち合いをお願いします
2 ガス会社の人だな
3 新品への交換をお勧めします 通常は50万円ですが今なら30万円にします
4 後日、契約しているガス会社に問い合わせると— 当社とは関係ない業者ですね 費用も高額の可能性があります
5 キケン! 1 わかりました
6 キケン! 2 お願いします
7 キケン! 3 だまされた〜!!

① ガス会社を装う場合もあるのですぐに依頼せよまずは会社名等を確認
② その場では契約せず、交換の必要性や交換機種の機能を十分に検討
③ クーリング・オフ等ができる場合もあるのですぐに消費生活センター等に相談

瓦版 その5 インターネット通販での定期購入トラブルにご注意!!

1 いつでも解約可能! 初回特別価格 2,000円 申込
2 申込ボタンを押したら— ご注文ありがとうございます! クーポンが出てきました!
3 数日後— いつでも解約可能じゃないの?
4 コース変更となるクーポンをご利用されたため4回4万円分の商品を購入する必要があります
5 キケン! 1 チェック!
6 キケン! 2 チェック!
7 キケン! 3 チェック!

① クーポン券を使うと契約内容が変更されるケースがある
② 最終確認画面・クーポン等を確認し、スクリーンショットや写真で保存
③ 疑問や不安が生じた場合は、消費生活支援センターなどに相談

契約トラブルで困ったときは、一人で悩まずすぐに相談を！

春日部市消費生活センター

相談日時:毎週月～金(祝休日・年末年始を除く)

午前10時～午後4時(正午～午後1時)

電話:048-739-7100



↑↑センターの
詳細はこれら

2025.11

(C)埼玉県消費生活課

お断り
します！

その訪問販売



2025.11

埼玉県マスコット「コバトン」

特定商取引法(抄) 第3条の2(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止等)

2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

製作：春日部市消費生活センター

(春日部市くらしの安全課内)

説明：既存のうちわに重ねて貼って作成します。作成後は玄関等に置いておき、もし業者が突然訪問してきたり、このうちわを見せましょう！(意思表示は口頭でなくてもOK) 大切な人への手作りの贈り物にも最適です！



完成イメージ